

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書（令和5年3月23日）>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの
 【D：実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの

8件
1件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの

9件

○指定管理者監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	産業部	森林課	一般社団法人ウッドイーラー豊田	一般社団法人ウッドイーラー豊田	指定管理者による管理運営業務	【意見】 基本協定書第13条第2項において、日常的な小規模修繕等については1件5万円以下の案件に限り指定管理者が実施し、緊急やむを得ない場合は1件5万円を超える案件についても協議の上で指定管理者が実施することができるものと規定されている。 指定管理者は、緊急対応を要する修繕として口頭にて相談した上で2階男性トイレ壁タイル修繕を17万円余で行ったが、協議に関する記録が残されていなかった。 記録を残しておくことが望まれる。	2 1 頁	1	A：実施済 又は決定済	すでに修繕が実施済みで事前協議書を作成することは不可能だが令和4年9月27日付けで当時の状況を記録したものを作成した。	A：実施済 又は決定済	令和4年9月27日から20万円以上の修繕箇所を発見した際の報告を書面で行うための様式を作成し、口頭のみで協議が発生しない仕組みを作成、運用開始した。	令和5年3月31日
2	都市整備部	公園緑地つかう課	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	公園緑地つかう課	所管部局による指定管理者の管理状況	【指摘】 基本協定書第11条において、豊田市が所有する管理運営業務に係る財産の財産台帳を整備し、指定管理者に貸与する備品等を明らかにすることが明記されている。財産台帳と現物との突き合わせは公園緑地つかう課が3月に実施することになっているが、令和4年3月に実施した結果は書面に残されていなかった。 財産台帳と現物を突き合わせた結果を書面に残しておく必要がある。	2 1 頁	1	A：実施済 又は決定済	令和4年10月24日に、財産台帳に現物と突き合せた結果をチェックする欄、検査日、検査実施者名を明記する様式により備品の有無を検査した結果を書面に残し、文書管理システムで決裁した。	A：実施済 又は決定済	令和4年10月24日から、毎年度末に、職員が指定管理者と立ち合いながら、財産台帳に現物と突き合せた結果をチェックする欄、検査日、検査実施者名を明記する様式により備品の有無を検査した結果を書面に残すこととした。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準 日
3	都市整備部	公園緑地つかう課	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	指定管理者による管理運営業務	【意見】 許可を得て公園内でイベント等を行う場合には使用料を徴収することとなっている。都市公園内行為許可書（控）を確認したところ、使用料を減免した場合の許可書（控）の使用料の欄には「なし」とだけ記入され、使用料を減免する理由が付されていないなかった。 減免は例外的なものであり、減免理由を明確にするために理由を付記することが望まれる。	2 1 頁	2	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日に、減免の理由を都市公園内行為許可書（控）に記載した。	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日から、減免をする場合に、指定管理者が減免内規に基づき都市公園行為許可書の控えに減免理由を記載することとした。 申請者へ減免理由を伏せる理由としては、減免対象の誤用を防ぐためであるが、情報公開請求があれば減免内規を公表することとした。	令和5年3月31日
4	都市整備部	公園緑地つかう課	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	指定管理者による管理運営業務	【指摘】 基本協定書第12条及び第12条の2において、日常的な小規模修繕・異常事態の処理等については1件50万円以下に限り指定管理者が実施し、緊急やむを得ない場合は1件50万円を超える案件についても協議の上で指定管理者が実施することができると規定されている。 令和4年3月に3件の修繕、1件の異常事態の処理が50万円を超えていたが、協議した結果としてはメールでの相談と確認のみであった。また、緊急対応を要する事案ということから、2者以上の見積りが取られていなかった。依頼する業者の選定も双方で協議し、経緯や経過を月次報告資料などで報告するとともに、双方にて適切に協議したことを文書に残す必要がある。	2 2 頁	3	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日に、過去のメールでのやり取りを事後報告という形で協議書に残した。	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日から、緊急性が高い場合は、指定管理者が市にメールで対応を協議した後、現場対応を行い、その後速やかに協議書を作成し市に報告することとした。緊急性が低い場合は、指定管理者が市と通常の協議の方法で対応することとした。 協議の記録の決裁をとり、月毎に整理して指定管理者と市がそれぞれ保管することを徹底することとした。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
5	都市整備部	公園緑地つかう課	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	指定管理者による管理運営業務	【指摘】 令和4年3月に指定管理者が大和リース株式会社に発注した修繕の見積書の宛先が、指定管理者ではなく「豊田市役所」になっていた。	2 2 頁	4	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日に、宛名を「鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体 代表企業 大和リース株式会社」とする見積書を再発行してもらった。	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日から、見積書受取時や執行時に、指定管理者が宛名など見積書の内容を複数人で確認することとした。	令和5年3月31日
6	都市整備部	公園緑地つかう課	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	鞍ヶ池公園ミライプロジェクト共同企業体	指定管理者による管理運営業務	【意見】 指定管理料に含まれる指定経費として、修繕料が規定されている。この半分以上が令和4年3月に執行されていた。 短期的・長期的に実施する案件をリストアップし、修繕計画を立案して計画的に修繕を行うことが望まれる。	2 2 頁	5	D：実施することができない	令和3年度分の修繕はすでに実施済という理由で、令和3年度分の修繕計画を立案できないことを令和4年10月21日に確認した。	A：実施済 又は決定済	令和4年10月21日から、毎年度当初に、指定管理者が修繕時期を平準化した計画を立案し、修繕工事が集中しないように実施することとした。 毎月の月例報告時に、市が修繕計画の進捗を確認し、必要な修繕費を指定管理料として払えるよう、秋口から予算を確保していくこととした。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基 準日
7	都市整備部	定住促進課	愛知県住宅供給公社	愛知県住宅供給公社	指定管理者による管理運営業務	【指摘】 市営住宅入居証明申請書には、1. 証明使用目的等、2. 証明書提出先を記載する必要があるが、記載が漏れていた申請書があった。	2 2 頁	1	A：実施済 又は決定済	令和4年11月30日に申請者が来所し、記入漏れ箇所に追記いただいた。	A：実施済 又は決定済	令和4年12月より、記入例を作成し、申請時に記入漏れがないように指導し受付している。 また再度、事務処理する際に記入漏れがないかの確認を徹底し、決裁している。 月に1回は、終業時に職員の意識向上に研修会を開いている。	令和5年3月31日
8	都市整備部	定住促進課	愛知県住宅供給公社	愛知県住宅供給公社	指定管理者による管理運営業務	【指摘】 市営住宅同居承認申請書には、暴力団関係者ではないことを誓約する署名欄があるが、署名されていない申請書があった。	2 2 頁	2	A：実施済 又は決定済	令和4年12月6日に申請者宅を訪問し、署名いただいた。	A：実施済 又は決定済	令和4年12月より、記入例を作成し、申請時に記入漏れがないように指導し受付している。 また再度、事務処理する際に記入漏れがないかの確認を徹底し、決裁している。 月に1回は、終業時に職員の意識向上に研修会を開いている。	令和5年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
9	都市整備部	定住促進課	愛知県住宅供給公社	愛知県住宅供給公社	指定管理者による管理運営業務	<p>【意見】 切手は、種類別に受払い台帳が作成されており、切手の使用者は必要事項を記入するとともに、記入者欄に押印することになっている。また、月末には残数量を確認しているとのことであり、令和3年度の受払い台帳には残数量の確認印があったが、令和4年度には確認印がなかった。 令和4年度分においても、実際に月末の残数量を確認した者が押印することが望ましい。</p>	2 3 頁	3	A：実施済 又は決定済	令和4年11月30日に残数量を所長と庶務担当者が確認の上、押印がなかった確認者欄に所長が押印した。	A：実施済 又は決定済	令和4年12月より、使用者が使用簿に目的と数量等記入し押印、庶務担当者が記入した内容と使用が同様かの確認をし押印する。所長が月末に残量を確認し押印する。	令和5年3月31日